

一関市ふるさと応援寄附返礼品提供事業者及び返礼品募集要項

平成 30 年 11 月 16 日制定

令和 8 年 3 月 31 日改正

1 目的

この要項は、一関市へのふるさと応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の促進と一関市の魅力や地元特産品のPR、地場産業の振興等を図るため、一関市へふるさと応援寄附をされた方（以下「寄附者」という。）へ贈る商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者の登録及び返礼品の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集要件

(1) 返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所のいずれかを有している法人又は団体若しくは個人。

イ 関係する各種法令、条例、規則等を遵守した生産、製造、加工等を行っていること。

ウ 市税を滞納していないこと。

エ 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。

(2) 返礼品は、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知参照）に該当しないものであること、かつ、次の要件を全て満たすものとする。

ア 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準や当該告示に関する総務省通知並びにQ&Aに適合するものであること。

イ 市の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

ウ 市からの依頼後速やかに発送できるものであること。また、品質及び数量において、安定供給が行えるものであること。ただし、数量又は期間を示して供給するのは可とする。

エ 物品の場合は、破損又は汚損等のない適切な状態で発送が可能なものであること。

オ 食料品の場合は、発送日から一定期間の賞味期限又は消費期限が保証されていること。賞味期限又は消費期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるな

ど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができるものであること。

カ 宿泊施設又は役務の利用券等の場合は、原則として利用可能範囲を本市域内及び指定の役務内容に限定する措置及び転売防止措置を講じたものであること。

キ 電子クーポンその他これに類するもの場合は、当該クーポンにより引換えが可能である物品、食料品、役務等が地場産品基準を満たすものであること。また、当該クーポンの発行、利用条件、有効期限その他の取扱いについては、当該クーポンに係る利用規約等に基づき、市が別に定める電子クーポン取扱基準（要項、要領その他の運用基準を含む。）による。

3 金額の設定

- (1) 返礼品の価格は、提供する品の本体価格、梱包費等の必要経費及び消費税を加えた額（以下、「返礼品代」という。）とする。
- (2) 寄附金額は、返礼品代が寄附金額の3割以内であることとし、市が設定する。

4 費用負担

返礼品等の費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 返礼品代及び送料は原則市が負担する。
- (2) 返礼品の欠陥、到着時の毀損等に関する寄附者からの問い合わせがあった場合、返礼品の回収及び再配送、代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費については、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、返礼品提供事業者と配送業者の間で協議した結果、配送業者の責任となった場合はこの限りではない。
- (3) 寄附者の過失により返礼品の再配送が必要になった場合、又は事業者の責めに帰さない場合であると市が認める場合は、市と一関市ふるさと応援寄附推進事業業務を受託している事業者（以下、「中間業務受託者」という。）が協議し、いずれかが返礼品代及び送料を負担する。
- (4) 天災等の不可抗力事由により、返礼品の再配送を行う場合には、市が返礼品代及び送料を負担する。

5 登録申請手続き

- (1) 返礼品提供事業者として登録の申請を行う場合、次に掲げる様式に必要事項を記入し、資料等を添えて提出すること。
 - ア 一関市ふるさと応援寄附返礼品提供事業者登録申込書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 事業者の概要書（任意様式。概要が分かるパンフレット等でも可）
 - エ 各種法令に基づく営業許可が必要な業種は、当該営業許可証の写し
 - オ 2(1)に規定する返礼品提供事業者の要件を満たすことを証するもの（法人登記簿謄本、法人等設立・設置届出書の写し等。上記エによる書類で確認できる場合は不要）。
- (2) 返礼品の登録申請を行う場合、次に掲げる様式に必要事項を記入し、資料等を添えて提出すること。
 - ア 返礼品企画提案申込書（様式第3号）
 - イ 産地証明書（様式第4号）

ウ 3号証明書（地場産品基準第3号に該当する場合に限る）

エ 返礼品の画像データ（画像データを市で加工した場合、加工後の著作権は市に譲渡されるものとし、市はその画像を自由に利用・公開できる権利を有するものとする）

(3) (1)及び(2)に定める書類は中間業務受託者を經由して市に提出すること。

6 返礼品提供事業者及び返礼品の登録

(1) 返礼品提供事業者の登録申請があった場合、その内容を審査し、適当と認める場合は返礼品提供事業者として登録することとし、申請者に通知するものとする。（様式第5号）

(2) 返礼品の登録申請があった場合、その内容を審査し、適当と認める場合は返礼品として採用することとし、申請者に通知するものとする。（様式第6号）

ただし、市が契約する各種ポータルサイトに掲載するのは総務省の承認後とすること。

7 登録内容の変更

事業者名、所在地及び連絡先等が変更となった場合には速やかにその旨届け出ること。

8 登録の取下げ

登録を行った返礼品提供事業者又は返礼品を取下げの場合、取下げる1か月前までにその旨を市に報告し、承認を得ること。なお、取下げる前に寄附者から申し込みのあった返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって提供するものとする。

9 登録の取消等

(1) 登録を行った返礼品提供事業者が次のいずれかに該当するときは、当該返礼品提供事業者としての登録及び当該返礼品提供事業者が取扱う全ての返礼品の登録を取消すこととし、当該事業者へ通知する。（様式第7号）

ア 「2 募集要件 (1)」のいずれかに該当しないことが認められるとき。

イ 虚偽又は不正な手段により返礼品提供事業者の登録を受けたとき。

ウ 市の信用を失墜する行為があったとき。

エ 市に損害を及ぼす行為があったとき。

オ その他市長が返礼品提供事業者として適当でないと認めるとき。

(2) 登録を行った返礼品が次のいずれかに該当するときは、当該返礼品の登録を取消すこととし、一関市ふるさと応援寄附推進事業業務を委託している事業者を通じ返礼品提供事業者へ報告する。

ア 「2 募集要件 (2)」のいずれかに該当しないことが認められるとき。

イ 虚偽又は不正な手段により返礼品の登録を受けたとき。

ウ その他市長が返礼品として適当でないと認めるとき。

10 登録の申請期間

返礼品提供事業者及び返礼品登録に係る申請は、随時受付する。

11 個人情報の取扱い

(1) 返礼品提供事業者は、本事業で知り得た寄附者の個人情報について、一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第2号）及び関係法令を遵守し、適正

に取り扱うこと。

- (2) 返礼品提供事業者は、本事業で知り得た寄附者の個人情報を、返礼品の送付目的以外に利用してはならない。

12 損害賠償

返礼品提供事業者が自らの責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 その他

- (1) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに市に報告するものとする。なお、品質等による保証や苦情等については、市は一切の責任を負わない。
- (2) 返礼品として全く同じ商品が異なる返礼品提供事業者から提案された場合は、返礼品の価格をもって決定する。なお、同一の価格の場合には別途調整を行うものとする。
- (3) 寄附者へ返礼品の発送を行うにあたり、自社商品等のパンフレット等を同梱することは可とするが、ダイレクトメール等を送ることはできない。
- (4) その他、本事業の実施にあたり疑義等が生じた場合には、その都度市と協議を行うこと。